

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金交付要綱及びサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金実施要領に基づく公表

令和2年5月現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	国内投資促進基金(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業)
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額(国庫補助金相当額)	220,000百万円(220,000百万円)
基金事業の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内の生産拠点等を整備しようとする場合に、その経費の一部を補助することで、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とする。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備に係る事業又は、一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備に係る事業に対し国内で投資する大企業へ2/3以内、中小企業等へ3/4以内、中小企業等グループにおいては、3/4以内を補助する。
基金事業を終了する時期	【基金事業の終了予定時期】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金実施要領の第2の6.(1)により、「基金管理を行う期間は、原則として令和4年度末までに補助事業が終了し、第3の1(2)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。ただし、令和4年度末に事業を完了することができないことが明らかである大規模な投資案件が存在する場合には、令和5年度末までに補助事業が終了し、その事業に係る第3の1(2)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。また、新型コロナウイルス感染症の収束状況により延長を行う可能性がある。」と規定。 【基金事業の新規申請受付終了時期】 令和2年度までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の収束状況により延長を行う可能性がある。
見直し時期	毎年度
基金事業の目標	国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を図る。